

別紙

事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書 （建設コンサルタント業務用）

- 1 本書で定める事項は、和歌山市建設工事等事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）の実施要領（平成23年7月1日施行）第2条に規定する建設コンサルタント業務について適用する。
- 2 担当部局
和歌山市七番丁23番地
和歌山市 都市建設局 建設総務部 建設総務課 入札班 電話073-435-1083
- 3 業務概要
公告文1に示すとおり
- 4 競争入札参加資格
入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 和歌山市に対し納付すべき市税を納税し、これを完納している者（滞納していない者）であること。
 - (3) 開札日において、和歌山市建設工事等指名停止基準及び和歌山市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされている者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定後（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。）、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定後、それぞれ和歌山市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
 - (5) 開札日以前2か月以内に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けていない者であること（ただし、同一事案で指名停止等の措置を講じられたものは除く。）。
- 5 入札手続等
 - (1) 担当部局
上記2に同じ
 - (2) 申請書、入札説明書等
競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の記載要領等詳細は、当該共通入札説明書及び特記入札説明書による。
共通入札説明書、特記入札説明書、申請書用紙等は、次により本市建設総務課ホームページからダウンロードすることにより入手するものとする。
（ダウンロード先）
<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/kensetusoumuosirase/index.html>
 - (3) 入札に関する必要事項等
予定価格、最低制限価格、入札条件等、入札に関する必要事項等は、上記5（2）本

市建設総務課ホームページにおいて公開する。

(4) 入札書等の提出方法について

ア 入札書は、入札書受付期間内に和歌山市建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。

イ 建設コンサルタント業務費内訳書は、入札と同時に電子入札システムにより提出すること。

ウ 申請書、申請に係る資料等は、開札の結果、落札予定者となった場合に限り公告文 3（3）に示すとおり提出すること。なお、提出期限までに提出しない場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。

エ 申請書は、本市建設総務課ホームページからダウンロードすることにより作成すること。

なお、申請は、申請者の主たる営業所（本社・本店）及び代表者が基本であるが、和歌山市競争入札参加資格審査申請時に契約等の権限を委任する委任状を提出している場合は、委任先営業所及び受任者をもって申請すること。

オ 開札の結果については、落札決定を保留し、落札予定者に係る入札参加資格の適否を判断した上で決定し、落札者決定後、速やかに入札参加者宛て通知するものとする。

カ 申請に係る資料等の作成に要する費用は、入札の結果に係わらず入札参加者の負担とする。

キ 提出された申請書及び申請に係る資料は、本市において競争入札参加資格の確認等入札・契約事務以外には提出者に無断で使用しない。

ク 提出された申請書及び申請に係る資料は、返却しない。

ケ 提出された申請書及び申請に係る資料の差替え並びに再提出は認めない。

6 仕様書、図面等の見積用設計図書

(1) 仕様書、図面及び内訳書等見積用設計図書は、原則として上記 5（2）本市建設総務課ホームページからダウンロードするものとする。

(2) 見積用設計図書についての質疑、回答

質疑、回答方法は見積用設計図書の仕様書に記載する。

7 入札書受付期間、開札の日時及び場所

公告文 3（2）に示すとおり

8 申請に係る資料の作成等について

(1) 申請に係る資料は、次に従い作成すること。

ア 公告文 2 において、業務実績要件を競争入札参加資格に掲げた場合は、当該要件資格があることを判断できる業務の業務実績を別添交付書類の「業務実績調書」に記載すること。記載する業務実績の件数は 1 件でよい。

同じく、記載した内容が確認できる資料として、契約書の写し、設計図及び内訳書等を添付すること。ただし、記載した業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「テクリス（業務実績情報システム）」に登録されており、それにより要件が確認できる場合は、業務カルテ（業務内容のわかるもの）を提出することにより、代えることができる。

なお、入札公告日において、当該公告日の属する年度及び当該公告日の属する年度を含まない過去 15 か年度に業務が完了し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること（年度とは 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）。

イ 公告文 2 において、配置予定技術者要件を競争入札参加資格に掲げた場合は、当該要件資格の有無を判断できる配置予定技術者の資格、経歴、業務の業務経験等を別添交付書類の「技術者等の資格・業務経験」に記載し、当該要件資格等を証明する書類及び直接的

な雇用関係を証明する書類を添付すること。公告文2において、配置予定技術者の業務経験要件を競争入札参加資格に掲げた場合は、業務経験欄に業務の経験を記載すること。ただし、上記アと同一業務であれば証明資料を省略することができる。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することもできる。

また、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては指名停止を行うことがある。

9 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札予定者とする。ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。その後、当該落札予定者の入札参加資格確認審査を行い、公告要件について全て満たしている場合には、当該落札予定者を落札者とする。満たしていない場合には、その者のした入札を無効とし、その旨を通知したうえで次順位の者を落札予定者として審査を行い、適格者が確認できるまで順次審査を行うものとする。

10 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 当該入札への参加資格がないと認められた者は、本市に対して競争入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、競争入札参加資格がないと通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び日曜日をいう。）及び土曜日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日」という。）を含む。）に書面を提出して行わなければならない。
- (3) 書面は持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 説明を求められたときは、原則として、参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に説明を求めた者に対し回答する。
- (5) 本手続における競争入札参加資格の確認その他の手続に関する苦情及び再苦情については、「和歌山市建設工事等請負契約における入札及び契約の過程並びに工事成績評定に関する苦情処理要綱」を適用する。
- (6) 書面の提出先は、上記2に同じ

11 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金について
不要である。

イ 契約保証金について

公告に示した競争入札の落札者は、契約金額が1,000万円以上である場合には、契約締結時に当該契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を納付する必要はない。

(2) 前払い制度

公告文6(1)に示すとおり

(3) 部分払い制度

公告文6(2)に示すとおり

(4) 契約書作成の要否

必要である。

(5) 入札の無効

公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(6) 配置予定技術者の変更

病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、公告に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定者と同等以上の者を配置しなければならない。なお、病床・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、申請書等の差替えは認められない。

(7) 競争入札参加者は、事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件を遵守すること。

(8) 申請書又は申請に係る資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。

(9) 落札者は、提出した申請に係る資料に記載した配置予定技術者を、当該業務に配置すること。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

上記2に同じ

(11) 手続における交渉の有無

なし

(12) その他詳細は、特記入札説明書による。

(13) 共通入札説明書と特記入札説明書に相違がある場合は、特記入札説明書の記載内容を優先するものとする。